

議案第 1 2 1 号

大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
大田原市学校跡地運動場の設置及び管理に関する条例（平成25年条例第10号）の一  
部を次のように改正する。

別表第1 佐久山運動場の項の次に次のように加える。

福原運動場	多目的運動場 体育館	大田原市福原1132番地
-------	------------	--------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。